

健感発0715第2号
平成21年7月15日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん風しんの第3期・第4期予防接種の促進について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の予防接種につきましては、平成21年度の接種対象者が以下の者となり（第3期：平成8年4月2日～平成9年4月1日に生誕した者、第4期：平成3年4月2日～平成4年4月1日に生誕した者）、あらためて、本接種対象者への情報提供や接種勧奨による接種の促進が必要となっているところです。

当該対象者においては、今後、大部分の者が夏季における休業日の日程下に入ることが見込まれ、授業が実施されている日程下と比べ、時間的猶予の面にて接種を受けやすい環境におかれることから、この機会を利用して、未だ接種を受けていない者については、接種を完了されるよう、市区町村に対して、関係機関と協力の上、積極的な接種勧奨の実施について指導方よろしくお願いいたします。

また、市区町村に対し、「都道府県における麻しん対策ガイドライン」に基づき、麻しん風しんの第3期及び第4期未接種未罹患の者の状況を把握したうえで、その者に対して接種の勧奨を実施するとともに、「麻しん対策の会議」への協力が推進されるよう、周知徹底方よろしくお願いいたします。

なお、関係機関における取り組みに資するよう、自治体における接種勧奨の取組事例等について、国立感染症研究所感染症情報センターの下記ホームページに掲載しておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

記

厚生労働省ホームページ

都道府県における麻しん対策会議のガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/080328a.pdf>

国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

自治体における接種勧奨の取組事例

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/05.html>

接種促進のための教育啓発ツール

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/02.html>